

監 査 報 告 書

社会福祉法第45条の18及び第45条の28並びに社会福祉法人富山県社会福祉総合センター定款第18条の規定に基づき、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの令和5年度の理事の職務の執行状況について監査したので、この監査方法と結果を次のとおり報告します。

記

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- (1) 理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。
- (2) 事業報告に記載されている理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他社会福祉法人の業務の適正を確保するために必要なものとして社会福祉法施行規則(昭和26年厚生省令第28号)第2条の16各号に掲げる体制の整備に関する理事会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部管理体制)について、理事及び職員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。
- (3) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(社会福祉法施行規則第2条の33各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該会計年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算関係書類(計算書類及びその附属明細書)並びに財産目録について検討しました。

2 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書の内容は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。

② 理事の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はないと認めます。

③ 内部管理体制に関する理事会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部管理体制に関する事業報告の記載内容及び理事の職務の執行についても、指摘すべき事項はないと認めます。

(2) 計算関係書類及び財産目録の監査結果

会計監査人ぬのめ会計事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

社会福祉法人富山県社会福祉総合センター

理 事 長 市 村 仁 志 殿

令和 6 年 6 月 6 日

社会福祉法人富山県社会福祉総合センター

監 事 波 能 映 子

令和 6 年 5 月 29 日

社会福祉法人富山県社会福祉総合センター

監 事 車 司